

富山県道路啓開計画策定協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「富山県道路啓開計画策定協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、富山県における、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関の連携・協力により、大規模災害時において、道路啓開の実効性向上を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 対象となる災害の種類や道路啓開の目標に関すること。
- (2) 優先的に道路啓開を実施する路線・区間やその方法に関すること。
- (3) 道路啓開に必要な資機材の備蓄又は調達に関すること。
- (4) 道路啓開に関する実践的な訓練、情報収集及び伝達に関すること。
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各関係団体等をもって組織する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、富山県土木部長が務めるものとする。
- 3 会長が職務を遂行できない場合は、予め会長が指名する者が職務を代理する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。
- 5 協議会の構成員は、別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
- 6 協議会には、実務的な検討を行うためのワーキンググループを設けることができる。ワーキンググループを設置した場合は、検討結果を協議会に報告しなければならない。

(議事の公開)

第5条 協議会は原則として非公開とする。

- 2 協議会の議事概要は、会議終了後に公開する。

(事務局)

第6条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 協議会の事務局は富山県土木部道路課及び国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所道路管理第一課に置くものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、協議会の協議により行うものとする。

(その他)

第 8 条 協議会は、道路法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和 8 年 7 月 16 日から施行する。

富山県道路啓開計画策定協議会 構成員

機関	役職	備考
【道路管理者】		
北陸地方整備局	道路部 道路情報管理官	
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	事務所長	
富山県	土木部長	会長
富山市	建設部長	
高岡市	都市創造部長	
魚津市	建設部長	
氷見市	建設部長	
滑川市	建設部長	
黒部市	都市創造部長	
砺波市	建設水道部長	
小矢部市	産業建設部長	
南砺市	ふるさと整備部長	
射水市	都市整備部長	
舟橋村	住民生活課長	
上市町	建設課長	
立山町	建設課長	
入善町	建設課長	
朝日町	建設課長	
中日本高速道路(株)金沢支社	高速道路事業部長	
富山県道路公社	事務局長	
【関係機関】		
富山県警	交通部長	
陸上自衛隊 第14普通科連隊	第3科長	
富山県消防長会	会長	
富山県危機管理局	危機管理局長	
富山県厚生部	厚生部長	
(一社)日本建設業連合会北陸支部	副支部長	
(一社)日本道路建設業協会北陸支部	幹事	
(一社)富山県建設業協会	会長	
(一社)日本建設機械施工協会北陸支部	支部長	
(一社)富山県安全施設業協会	会長	
(一社)建設コンサルタント協会北陸支部	副支部長	
富山県地質調査業協会	会長	
(一社)富山県測量設計業協会	会長	
北陸電力送配電(株)富山支社	技術担当課長	
NTT 西日本(株)富山支店	NTT フィールドテクノ富山設備部 災害対策担当	
(公社)日本水道協会 富山県支部	事務局長	
(一社)富山県エルピーガス協会	専務理事	
日本海ガス(株)	都市ガス供給部長	
高岡ガス(株)	供給部長	